



医政発第1104005号  
平成20年11月4日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）」の改正について

平成21年1月1日より財団法人日本医療機能評価機構（以下「評価機構」という。）を運営組織として産科医療補償制度が開始されることに伴い、平成20年11月4日付で、「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する件」（平成20年厚生労働省告示第507号）（以下「改正告示」という。）が公布されたことを踏まえ、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（平成19年3月30日医政発第0330014号医政局長通知）について、下記のとおり改めることとしたので通知する。

貴職におかれては、これらの内容について十分に御了知頂き、併せて、管下保健所設置市、特別区、関係団体等に対し、周知をお願いします。

#### 記

改正告示により、病院、診療所及び助産所について、「財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨」が広告可能となったところである（告示改正の概要については別添資料2「告示新旧対照表」参照）が、これらは、評価機構を運営組織とする産科医療補償制度に加入していること、当該制度に基づく補償を実施していることを広告できるようにする趣旨であり、その際、評価機構が定めた当該制度のシンボルマークを利用しても差し支えないこととする（本ガイドラインの改正内容については別添資料1「ガイドライン新旧対照表」を参照）。

なお、評価機構以外の者が運営組織として別に制度を開始した場合には、告示等について改正することとする。

医業、歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）（平成19年3月30日医政発第0330014号医政局長通知）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>(13) 法第6条の5第1項第13号関係 ア～シ (略)</p> <p>ス 広告告示第4条第15号関係 「財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨」については、評価機構を運営組織とする産科医療補償制度に加入していること、当該制度に基づく補償を実施していることを広告できるようにする趣旨であること。その際、評価機構が定めた当該制度のシンボルマークを利用しても差し支えないと。</p> <p>(例)・〇〇病院（産科医療補償制度加入機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当院は妊婦の方に安心して出産していただけたよう産科医療補償制度に加入しており、もしも重度の脳性麻痺となった赤ちゃんが生まれ、一定の要件を満たしている場合には、所定の補償金をお支払いします。</li> </ul> <p>セ 広告告示第4条第16号関係 (略)</p> <p>ソ 広告告示第4条第17号関係 (略)</p>	<p>(13) 法第6条の5第1項第13号関係 ア～シ (略)</p> <p>ズ 広告告示第4条第15号関係 (略)</p> <p>セ 広告告示第4条第16号関係 (略)</p>

事務連絡  
平成20年11月4日

各都道府県医政主管部局 御中

厚生労働省医政局総務課

### 医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項の改正について

平素から大変お世話になっております。また、医療行政の推進につきまして、日々御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成21年1月1日より財団法人日本医療機能評価機構（以下「評価機構」という。）を運営組織として産科医療補償制度が開始されることに伴い、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第156号）により、標記制度において病院、診療所又は助産所が都道府県に対して報告する事項として、診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する医療機関及び助産所については、新たに『財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無』という項目が追加されたところです（省令改正の概要については別添資料2「新旧対照表」を参照）。

今般、産科医療補償制度の実施に伴う所要の法令の改正等に併せて、「医療機能情報提供実施に当たっての留意事項について」（平成19年9月25日事務連絡）の添付資料を別添資料1のとおり改めましたので（改正箇所は黄色に塗った部分）、その内容を御確認いただき、標記制度の円滑な運用に向けて引き続き御尽力いただきますようお願いいたします。

また、別添資料1について電子媒体での提供を希望される場合は、下記連絡先までメールにて御連絡をお願いします。

#### 添付資料

- （別添1）本編資料【各医療機関別】（省令別表第1に記載された事項及び留意事項）
- （別添2）医療法施行規則（昭和23年厚生労働省令第50号）新旧対照表

#### 〈連絡先〉

厚生労働省医政局総務課 加藤(壮)

T E L : 03-5253-1111 (内線2518)

E-mail : katou-souichi@mhlw.go.jp

医療機関の医療機能に関する情報【病院】

別添1

1. 管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	詳細	記載上の留意事項
(1) 基本情報		
1 病院の名称		
2 病院の開設者		
3 病院の管理者		
4 病院の所在地		
5 病院の案内用の電話番号及びFAX番号		
6 診療科目		医療法第6条の6に基づく診療科名を指す。
7 診療科目別の診療日		
8 診療科目別の診療時間		標榜している診療科目毎の診療を行う時間を記載
9 病床種別及び届出又は許可病床数		医療法第7条第2項に規定する病床種別（一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の別） 医療法の規定に基づき許可を受けた又は届け出た総病床数及び病床種別病床数（一般病床数、療養病床数、精神病床数、感染症病床数、結核病床数）
(2) 病院へのアクセス		
10 病院までの主な利用交通手段		病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載
11 病院の駐車場		敷地内及び隣接地（概ね徒歩5分圏内）に駐車場を保有しているかどうか。
	(i) 駐車場の有無	(i) の駐車場の有料・無料の区別を記載（有料の場合、料金を記載することも差し支えない。）
	(ii) 駐車台数	(ii) の駐車場の有料・無料の区別を記載（有料の場合、料金を記載することも差し支えない。）
	(iii) 有料又は無料の別	患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
12 案内用ホームページアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
13 案内用電子メールアドレス		
14 診療科目別の外来受付時間		
15 予約診療の有無		
16 時間外における対応		別表1の1)
17 面会の日及び時間帯		
(3) 院内サービス・アメニティ		
18 院内処方の有無		外来患者に対して、病院内で処方が行われているかどうか。
19 対応することができる外国語の種類		別表1の2)
20 障害者に対するサービス内容		別表1の3)
21 車椅子利用者に対するサービス内容		別表1の4)
22 受動喫煙を防止するための措置		
23 医療に関する相談に対する体制の状況	(i) 医療に関する相談窓口設置の有無 (ii) 相談員の人数	医療に関する相談窓口を設置している場合の、窓口対応を行う医療ソーシャルワーカー等の相談員の人数（※非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算により記載）
24 入院食の提供方法	別表1の5)	

25	病院内の売店又は食堂(外来者が使用するものに限る。)の有無				
(4)	費用負担等				
26	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	別表1の6)			
27	選定療養	(イ)「特別の療養環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額 (ロ)「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 (ハ)「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 (ニ)「病床数が200以上の病院について受けた初診」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 (ホ)「病床数が200以上の病院について受けた再診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額			
28	治療の実施の有無及び契約件数	薬事法(昭和35年法律第145号)に規定する治療を実施しているかどうか。実施している場合は、報告を行う年度の前年度の治療実施に係る契約件数			
29	クレジットカードによる料金の支払いの可否				
30	先進医療の実施の有無及び内容	病院において、健康保険法(大正11年法律第70号)により厚生労働大臣の定める評価療養のうち、先進医療を実施しているかどうか。実施している場合は先進医療の内容(ただし、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において、字數制限を定めることができる。)			
2.	提供サービスや医療連携体制に関する事項				
(1)	診療内容、提供保健・医療・介護サービス				
31	医師、歯科医師、薬剤師、看護士その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類及びその種類毎の人数	別表1の7) 該当する資格を保有する医療従事者(非常勤を含む)が在籍している医療機関は当該専門資格を保有する医療従事者の人数(非常勤を含む場合には常勤換算により記載)をその種類毎に記載すること			
32	保有する施設設備	別表1の8)			
33	併設している介護施設	別表1の9)※同一敷地内に併設されているもの			
34	対応することができる疾患・治療の内容	別表2			
35	対応することができる短期滞在手術	別表1の10)①(日帰り手術) 別表1の10)②(1泊2日手術)			
36	専門外来の有無及び内容	病院内において、設置している特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか。設置している場合、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に限る。また、名称を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字數制限を設けることができる。			
37	健康診査及び健康相談の実施	内容については、「乳幼児検診」、「胃がん検診」等、対象者や部位を付記することは差し支えなく、「人間ドック」という表現も差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県が定める様式において字數制限を設けることができる。 内容については、「がんに関する健康相談」、「生活習慣病に関する健康相談」、「歯の健康相談」等、対象者や部位を付記することは差し支えない。ただし、内容については、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県が定める様式において字數制限を設けることができる。			
38	対応することができる予防接種	別表1の11)			
39	対応することができる在宅医療	別表1の12)			
40	対応することができる介護サービス	別表1の13)			
41	セカンド・オピニオンに関する状況	診療報酬点数表に基づき、診療情報を提供しているかどうか。(主治医がセカンド・オピニオンを求める患者又はその家族からの申し出に基づき、治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報等、他の医師が当該患者の診療方針について助言を行うために必要かつ適切な情報を添付した診療状況を示す文書を患者又はその家族に提供すること) 患者がセカンド・オピニオンを求めて受診した場合に、そのための診察を行い、セカンド・オピニオンを行っているかどうか。また、セカンド・オピニオンを白書診療としている場合は、別表1の14)			

42	地域医療連携体制	(i) 医療連携体制に関する窓口の設置の有無 (ii) 地域連携クリティカルパスの有無	「地域医療連携室」など、施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための窓口を設置しているかどうか 退院後に患者が治療を受ける医療機関の間で共有する、治療開始から在宅復帰までの全体的な治療計画を裏入しているかどうか
43	地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無		退院後の相談窓口として、病院等以外の保健医療サービス又は福祉サービスを提供している事業所又は施設との連携についての窓口を設置しているかどうか
3. 医療の業績、結果に関する事項			
44	病院の人員配置	(i) 医療従事者の人員数 (ii) 外来患者を担当する医療従事者の人員数 (iii) 入院患者を担当する医療従事者の人員数	別表1の14) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせて数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務に基づき、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。
45	看護師の配置状況		(i) 医療従事者のうち、主として外来患者を担当するもの(病棟担当と分けられない場合、重複計上可) (ii) 入院患者を担当するもの(外来担当と分けられない場合、重複計上可) 病院の病床別のそれぞれの看護師実質配置の状況(1対0) (計算方法)各病床別の1日平均患者数÷看護師及び准看護師数(常勤換算) ※「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」及び別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき算出すること
46	法令上の義務以外の医療安全対策	(i) 医療安全についての相談窓口の設置の有無 (ii) 医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の有無 (iii) 安全管理部門の設置の有無及び部門の構成員の職種 (iv) 医療事故情報収集等事業への参加の有無	病院内に常設される患者相談窓口を設置し、患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保しているかどうか 当該病院における医療に係る安全管理を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院内における医療安全に関する職員安全管理の推進に関する意識の向上や指導等の業務を行う者を配置しているかどうか また、専任は、医療安全対策の推進に関する業務に専ら従事していることをいい、兼任は専任以外の場合を専任の医療に係る安全管理を行う者及びその必要な職員で構成され、医療に係る安全管理のための委員会等で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の安全管理を行う部門を設置しているかどうか 医療法施行規則に基づき事故等調査(事故等調査)に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他事故等事案に関する科学的な調査研究を行うとともに、当該分析の結果又は当該調査研究の成果を提供する事業)に参加しているかどうか
47	法令上の義務以外の院内感染対策	(i) 院内感染対策を行う者の配置の有無及び専任又は兼任の有無 (ii) 院内感染対策部門の設置の有無及び部門の構成員の職種 (iii) 院内における感染症の発症率に関する分析の実施の有無	当該病院における院内感染対策に関する企画立案及び評価、病院における職員における院内感染対策に関する意識の向上や指導等の業務を行う者を配置しているかどうか また、専任は、院内感染対策の推進に関する業務に専ら従事していることをいい、兼任は専任以外の場合を専任の院内感染対策を行う者及びその他必要な職員で構成され、院内感染対策のための委員会等で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の院内感染対策を行う部門を設置しているかどうか 対象を定め、継続的・定期的に集計・解析し、何らかの形で医療機関における院内感染対策の取組として活用しているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。
48	入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無		入院診療計画を策定するにあたり、院内において患者の治療の状況に応じた部門間等の連携体制をとっているかどうか
49	診療情報管理体制	(i) オーダリングシステムの導入の有無及び導入状況 (ii) ICDコードの利用の有無 (iii) 電子カルテシステムの導入の有無 (iv) 診療録管理専任従事者の有無及び人数	別表1の15) 検査、処方や予約に係る業務をオンライン上で指示したり、検査結果を検査・参照できるシステム(オーダー・システム)の導入の有無及びその導入範囲(例:検査及び処方まで導入) ※ICDコードの利用については、ICD(※)コードに基づいた診療情報管理を行っていること ※ICD(疾病)及び関連保健問題の国際統計分類;異なる国や地域から異なる時点で集計された死亡や疾病のデータの体系的な記録、分析、解釈及び比較等を行うことを目的に、世界保健機関(WHO)より提示さ
50	情報開示に関する窓口の有無		専任の診療記録を管理する者を配置しているかどうか 病院内に常設される情報開示の手続き等を行う窓口を設置し、患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保しているかどうか
51	症例検討体制	(i) 臨床病理検討会の有無 (ii) 予後不良症例に関する院内検討体制の有無	当該病院内において定期的に実施している臨床病理検討会(CPC)があるかどうか 当該病院内において予後不良症例に関する検討を行う体制(M&M)があるかどうか
52	治療結果情報	(i) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無 (ii) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析結果の提供の有無	例えば、死亡率、再入院率、再入院率など、当該病院における患者に対する治療結果に関して何らかの分析を行っているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと 「治療結果に関する分析結果の提供」は、治療結果に関する分析の結果について、患者等の求めに応じて提供しているかどうか、または、年報やホームページで提供しているかどうか

53	患者数	(i) 病床の種別ごとの患者数 (ii) 外来患者数 (iii) 在宅患者数	「病床の種別ごとの患者数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の入院患者延数をそれぞれ暦日で除した数を記入する。 「外来患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数を外来診療日数で除した数を記入する。この場合、外来患者数に在宅患者数は含まれない。 「在宅患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の在宅患者延数を在宅診療日数で除した数を記入する。
54	平均在院日数		報告する年度の前年度の【在院患者延数/(1/2×(新入院患者数+退院患者数))] (病床種別)
55	患者満足度の調査	(i) 患者満足度の調査の実施の有無 (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無	患者が行う病院に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。
56	(財)日本医療機能評価機構による認定の有無		(i) のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。 (財)日本医療機能評価機構の病院機能評価を受審し、認定証を発行されているかどうか。
57	診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する病院にあっては、(財)日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無		(財)日本医療機能評価機構を運営組織とする産科医療補償制度に加入しているかどうか。

## 医療機関の医療機能に関する情報【診療所】

1. 管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	詳細	記載上の留意事項
(1) 基本情報		
1 診療所の名称		
2 診療所の開設者		
3 診療所の管理者		
4 診療所の所在地		
5 診療所の案内用の電話番号及びFAX番号		
6 診療科目		医療法第6条の6に基づく診療科名を指す。
7 診療科目別の診療日		
8 診療科目別の診療時間		標榜している診療科目毎の診療を行う時間を記載
9 病床種別及び届出又は許可病床数		医療法第7条第2項に規定する病床種別(一般病床、療養病床の別) 医療法の規定に基づき許可を受けた又は届け出た総病床数及び病床種別病床数(一般病床数、療養病床数)
(2) 診療所へのアクセス		
10 診療所までの主な利用交通手段		病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載
11 診療所の駐車場	(i) 駐車場の有無 (ii) 駐車台数 (iii) 有料又は無料の別	敷地内及び隣接地(敷ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。 (i)の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載 (ii)の有料又は無料の場合、料金を記載することも差し支えない。 (iii)の有料又は無料の場合にURLを記載
12 案内用ホームページアドレス		患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
13 案内用電子メールアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
14 診療科目別の外来受付時間		
15 予約診療の有無		
16 時間外における対応		
17 面会の日及び時間帯		(
(3) 院内サービス・アメニティ		
18 院内処方の有無		外来患者に対して、診療所内で処方が行われているかどうか。
19 対応することができる外国語の種類		
20 障害者に対するサービス内容		別紙1の2)
21 車椅子利用者に対するサービス内容		別紙1の3)
22 受動喫煙を防止するための措置		別紙1の4)
23 医療に関する相談員の配置の有無及び人数		医療ソーシャルワーカー等の相談員を配置している場合にはその人数を記載(※非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算により記載)





3. 医療の実績、結果に関する事項		
40 診療所の人員配置	(イ) 医療従事者の人員数	別紙1の12) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせた数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務に基づき計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。
41 看護師の配置状況		有床診療所の病床別のそれぞれ別の看護師実質配置の状況(1対〇) (計算方法) 各病床別の1日平均患者数÷看護師及び准看護師数(常勤換算) ※「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」及び別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき算出すること。
42 法令上の義務以外の医療安全対策	(イ) 医療事故情報収集等事業への参加の有無	医療法施行規則に基づく事故等分析事業(事故等事業)に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他事故等事業に関する科学的な調査研究を行うとともに、当該分析の結果又は当該調査研究の成果を提供する事業)に参加しているかどうか。
43 法令上の義務以外の院内感染対策	(イ) 院内での感染症の発症率に関する分析の実施の有無	対象を定め、総論的・定期的に集計・解析し、何らかの形で医療機関における院内感染対策の取組として活用しているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。
44 電子カルテシステムの導入の有無		
45 情報開示に関する窓口の有無		診療所内に常設される情報開示の窓口等を行う窓口で、患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保しているかどうか。
46 治療結果情報	(イ) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無 (ii) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無	当該診療所における患者に対する治療結果に関する分析を行っているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。
47 患者数	(イ) 病床種別ごとの患者数 (ii) 外来患者数 (iii) 在宅患者数	治療結果に関する分析の結果について、患者等の求めに応じて提供しているかどうか。 「病床の種別ごとの患者数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の入院患者延数をそれぞれ暦日で除いた数を記入する。 「外来患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数を実外来診療日数で除いた数を記入する。この場合、外来患者数に在宅患者数は含まない。 「在宅患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の在宅患者延数を実在宅診療日数で除いた数を記入する。
48 平均在院日数		報告する年度の前年度の【(在院患者延数÷(1/2×(新入院患者数+退院患者数)))】(病床種別)
49 患者満足度の調査	(イ) 患者満足度の調査の実施の有無 (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無	患者に行う当該診療所に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。 (イ)のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。
50 診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する診療所にあつては、(財)日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無		(財)日本医療機能評価機構と運営組織とする産科医療補償制度に加入しているかどうか。

医療機関の医療機能に関する情報【助産所】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	詳細	記載上の留意事項
(1) 基本情報		
1 助産所の名称		
2 助産所の開設者		
3 助産所の管理者		
4 助産所の所在地		
5 助産所の案内用の電話番号及びFAX番号		
6 就業日		助産所において業務を行っている曜日及び休業日等を記載
7 就業時間		助産所において業務を行っている時間を記載
(2) 助産所へのアクセス		
8 助産所までの主な利用交通手段		助産所の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から助産所までの主な交通手段、所要時間等を記載
9 助産所の駐車場	(i) 駐車場の有無 (ii) 駐車台数 (iii) 有料又は無料の別	敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。 (i)の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載 (ii)の有料の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。)
10 案内用ホームページアドレス		患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
11 案内用電子メールアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
12 面会の日及び時間帯		
13 外来受付時間		
14 予約の有無		
15 助産所の業務形態		別紙1の1)
16 時間外における対応の有無		就業時間以外における対応が可能かどうか。
(3) 院内サービス・アメニティ		
17 対応することができる外国語の種類		
18 障害者に対するサービス内容		別紙1の2)
19 車椅子利用者に対するサービス内容		別紙1の3)
20 受動喫煙を防止するための措置		別紙1の4)
(4) 費用負担等		
21 クレジットカードによる料金の支払いの可否		

2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項		
(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス		
22 家族付き添い室の有無	出産等に際して、付添者が待機できる部屋があるかどうか。	
23 妊産婦等に対する相談又は指導	別紙1の5)	
3. 医療の実績、結果に関する事項		
24 助産所の人員配置	(1) 医療従事者の人員数	別紙1の6) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせて数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、頭に主として行っている業務内容により、そのいずれれか一方に計上する。
25 分娩取扱数		報告する年度の前年度の分娩件数
26 妊産婦等満足度の調査	(i) 妊産婦等満足度の調査の実施の有無 (ii) 妊産婦等満足度の調査結果の提供の有無	妊産婦等に対し、助産所の満足度に関するアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。 (i)のアンケート等の結果を患者等の求めに応じて提供しているかどうか。
27 (財)日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無		(財)日本医療機能評価機構を運営組織とする産科医療補償制度に加入しているかどうか。

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>別表第一（第一条関係）</p> <p>第三 医療の実績、結果等に関する事項</p> <p>一 医療の実績、結果等に関する事項</p> <p>イ 病院</p> <p>(1) (13) (略)</p> <p>(14) (1) (13) (略)</p> <p>診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する病院にあつては、財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無</p> <p>ロ 診療所</p> <p>(1) (1) (10) (略)</p> <p>(11) (1) (10) (略)</p> <p>診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する診療所にあつては、財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無</p> <p>ニ 助産所</p> <p>(1) (1) (3) (略)</p> <p>(4) (1) (3) (略)</p> <p>財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無</p>	<p>別表第一（第一条関係）</p> <p>第三 医療の実績、結果等に関する事項</p> <p>一 医療の実績、結果等に関する事項</p> <p>イ 病院</p> <p>(1) (13) (略)</p> <p>ロ 診療所</p> <p>(1) (10) (略)</p> <p>ニ 助産所</p> <p>(1) (3) (略)</p>